

令和4年6月30日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社銭高組

期間: 令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社銭高組の元支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年6月30日

近畿地方整備局

株式会社銭高組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組の元名古屋支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社銭高組の元支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社銭高組

大阪府大阪市西区西本町2-2-4

取締役社長 銭高 久善

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員